

入 札 公 告

令和8年10月5日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 東尾 具紀

下記について、一般競争入札（最低価格落札方式）により発注いたします。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 相生地方合同庁舎動力変圧器更新工事
- (2) 仕 様 別途交付する入札説明書、仕様書による
- (3) 場所及び期限 別途交付する入札説明書、仕様書による
- (4) 契 約 期 間 契約締結日～令和9年3月29日（完成図書提出期限）
ただし、工事完成期限は、令和9年3月22日とする
- (5) 履行期限に関する留意事項

本工事は年度内の履行完了を要する工事であるため、変圧器その他必要資材の製作・調達期間、搬入・据付、停電・復電作業、試験・測定、完成検査、検査後の手直し及び完成図書の作成・提出に要する期間を十分に確認の上、令和9年3月22日までに工事を完成し、令和9年3月29日までに全ての履行を確実に完了できることを確認した上で入札すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格（資格の種類：建設工事）の有資格者で、下記に格付けされている者であること。
 - ① 競争参加地域：「近畿」
 - ② 工 種 区 分：「電気」
 - ③ 等 級：「C」又は「D」
- (3) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士
 - イ 直接的かつ恒常的な雇用関係があること
- (4) 兵庫県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年6月10日付け会発第417号（平成29年2月16日一部改正））に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は、入札説明書による。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、厚生

労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- (10) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
ア：厚生年金保険 イ：健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ウ：船員保険
エ：国民年金 オ：労働者災害補償保険 カ：雇用保険
- (11) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (12) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

3 入札方法

電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、別に指定する様式により発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

4 入札書等の提出場所等

- (1) 入札、契約及び仕様に係る問い合わせ先

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 14F

兵庫労働局 総務部 総務課 会計第四係 村山

電話：078-367-9176

電子メール：murayama-hiraku@mhlw.go.jp

*この公告の日から令和8年10月20日（火）17時00分まで

- (2) 入札参加証明書等提出期限：令和8年10月20日（火）17時00分まで
- (3) 入札書提出期限：令和8年10月20日（火）17時00分まで
- (4) 開札日時及び場所：令和8年10月21日（水）10時00分

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16F

兵庫労働局 第2共用会議室

5 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 その他

- (1) 真正性の確保

担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

- (2) 入札保証金に関する事項

予算決算及び会計令第77条第1項第2号の規定に基づき、入札保証金の納付を免除する。

- (3) 誓約書の提出

本入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。

- (4) 入札の無効

入札参加資格を有しない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
また、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者入札を無効とする。

(5) 契約書の作成

この契約に関しては、予算決算及び会計令第100条の2の規定に基づき、契約書の作成を要する。なお、電子契約によることを原則とする。

(6) 契約保証金に関する事項

予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除する。

(7) その他詳細は入札説明書及び仕様書による。

入 札 説 明 書

相生地方合同庁舎動力変圧器更新工事

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第四係 村山 宛

電子メール: murayama-hiraku@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ①入札件名：「相生地方合同庁舎動力変圧器更新工事」契約
- ②受領日（ダウンロード日）
- ③会社名、担当者名
- ④担当者メールアドレス、電話番号

兵 庫 労 働 局

兵庫労働局の「相生地方合同庁舎動力変圧器更新工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年10月5日（月）

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 東尾 具紀

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F

3 工事の概要等

(1) 工事名 相生地方合同庁舎動力変圧器更新工事

(2) 工事場所 相生地方合同庁舎
相生市旭1-3-18

(3) 工事内容 別冊営繕工事特記仕様書のとおり

(4) 履行期限 令和9年3月29日（月）
（完成検査、検査後の手直し、完成図書提出等全てが完了する日）

工事完成期限 令和9年3月22日（月）

本工事は、上記期限までに履行完了を厳守する必要がある。入札参加者は、変圧器その他必要資材の製作・調達期間、搬入・据付、停電・復電作業、試験・測定、完成検査、検査後の手直し及び完成図書の作成・提出に要する期間を十分に確認し、上記期限までに確実に履行を完了できることを確認した上で入札すること。入札書の提出をもって、入札参加者が上記工程及び履行期限を確認し、期限内の履行が可能であると判断したものとする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行を完了できない場合は、契約書に定める履行遅滞、損害賠償その他の規定に基づき取り扱うものとする。

(5) 資料 営繕工事特記仕様書のとおり

(6) 本工事は申請書及び資料の提出、入札を電子調達システムで行う対象工事である。ただし、以下の点に留意すること。

ア 当初より、電子調達システムによりがたいものは、発注者に申し出た場合に限る紙入札に代えるので、下記により提出すること。なお、その際は下記提出先に連絡すること。

提出方法：「電子調達案件の紙入札方式での参加について」（その他様式1）を郵送（簡易書留等記録の残るものに限る。）するものとし、持参は認めない。

提出先：兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 村山

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F

電話：078-367-9176

電子メール：murayama-hiraku@mhlw.go.jp

受付期間：別表－1のとおり。

イ 電子調達システムによる手続に入った後に、紙入札方式への変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り例外的に認めるものとする。

ウ 以下、本入札説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は全て上記の様式を発注者へ提出したことを前提に行われるものである。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、近畿地域「電気」にて「C」又は「D」等級の競争参加資格を有する者。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。)

(3) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を、当該工事に配置できること。

ア 1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士

イ 直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

ただし、受注者は、本工事の施工に当たり、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条その他関係法令の規定に基づき、当該工事の内容および下請契約の状況に応じて、主任技術者を適切に配置するものとする。

(4) 兵庫県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年6月10日付け会発第417号（平成29年2月16日一部改正））に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12条）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。

）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選定された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

(10) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険

④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(11) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を

受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合にはこの限りではない。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(12) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

5 入札手続における担当部局

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F
兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 担当 村山
電話：078-367-9176
電子メール：murayama-hiraku@mhlw.go.jp

6 資料（競争参加資格に関する資料）の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 申請書は、別記様式－1により作成すること。

なお、競争参加資格の確認は、審査基準日をもって行うものとする。

(3) 配置予定技術者の資格等資料は次に従い作成すること。

4(3)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の主任技術者の資格等を証明する書類として資格者証の写しを提出すること。

なお、申請時に配置予定の主任技術者が特定出来ない場合は複数の候補技術者をもって申請することもできるが、その場合各候補技術者とも競争参加資格の要件を満たしていること。

また、配置予定の主任技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する書類として以下のいずれかの書類の写しを提出すること。

- ・ 監理技術者資格者証
- ・ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- ・ 所属会社の雇用証明書
- ・ 有効期限前の健康保険被保険者証
- ・ 上記に準ずる資料

ただし、受注者は、本工事の施工に当たり、建設業法第26条その他関係法令の規定に基づき、当該工事の内容および下請契約の状況に応じて、主任技術者を適切に配置するものとする。

7 申請書及び資料の提出方法

(1) 6により作成した申請書に、次の資料を添付し提出すること。

- ア 資格審査結果通知書の写し
- イ 競争参加資格等に係る申立書（その他様式4）
- ウ 誓約書（その他様式5）
- エ 役員等名簿（その他様式6）

(2) 申請書及び資料の提出方法は以下のとおり。

ア 受付期限

電子調達システムにより提出する場合及び紙入札方式による場合は別表－1のとおり。

イ 受付場所

5に同じ。

ウ 提出方法

申請書及び資料は、電子調達システムで提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、上記イに申請書及び資料を郵送等により提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）。

電子調達システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

エ 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は以下に留意すること。

(ア) 配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

なお、提出の際は必ずウイルス対策を実施した上で提出すること。

- ・ Microsoft Word (Word2010 形式以下のもの)
- ・ Microsoft Excel (Excel2010 形式以下のもの)
- ・ PDF ファイル

(イ) 複数の申請書及び資料は、1つのファイルにまとめ、2つ以上のファイル

は認めない。ファイル容量の合計は3MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより3MB以内に収まる場合は、Zip形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

申請書及び資料は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書及び資料のすべてを、申請書及び資料の提出期限の17時00分必着で郵送等により提出すること。

郵送等の送付先は、5の受付場所と同じとする。

郵送等で申請書及び資料を提出した場合は、電子調達システムにより、競争参加資格確認申請書として、以下の内容を記載した書面（別記様式－2）のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要とする。

- ・ 郵送等により提出する旨の明示
- ・ 郵送等により提出する書類の目録
- ・ 郵送等により提出する書類の頁数
- ・ 発送年月日

表紙の押印については、電子調達システムによる提出及び郵送等による提出とも不要とする。

（3）競争参加資格の結果は別表－1の日までに電子調達システムで通知する。（ただし、書面により申請した場合は、メールで通知する。）

（4）その他

- ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 提出された申請書及び資料が入札説明書で求めた要件と異なる場合又は不備等がある場合は、その項目について評価しないことがある。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 受付期間

別表－1のとおり。

イ 受付場所

5に同じ。

ウ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面

(様式は自由)を郵送することにより提出することとし、電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは別表－１の日までに説明を求めた者に対し、電子調達システムにより回答する。ただし、紙により提出した者に対しては紙により回答する。
- (3) 支出負担行為担当官が、(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

9 入札説明会

実施しない。

10 入札説明書、仕様等に対する質問

- (1) この入札説明書、仕様等に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面(その他様式7)により提出するものとする。

ア 提出方法

電子メールにより提出すること。

イ 受領期間及び回答日

別表－１のとおり。

ウ 受付場所

５に同じ。

- (2) 質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

11 入札、開札の日時及び場所等

- (1) 入札の締切日時は以下のとおりとする。

入札の締切は、別表－１のとおり。

電子調達システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は郵送により提出すること。電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

※ 紙入札を希望する場合は、原則郵送での受付とする。但し、提出期限までに到着するよう、余裕をもって郵送し、上記５の担当部局あて電話で受領確認をすること。

開札は、別表－１のとおり。

なお、落札決定の日は開札の当日(土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))は除く。))を予定している。ただし、低入札価格調査その

他の調査を要する場合は、この限りでない。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合、入札書を郵送（書留等配達記録が残るものに限る。提出期限内必着）することもできる。但し、電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

紙入札方式による場合、提出期限までに到着するよう、余裕をもって郵送し、5の担当者あて電話で受領確認をすること。

紙入札方式による場合、「入札書（紙入札方式）」（その他様式2）を使用することとし、任意の封筒に入れ封緘すること。

封皮には、**黒書**にて氏名（法人の場合はその名称）、宛名（兵庫労働局支出負担行為担当官殿と記載）、**朱書**にて「令和8年10月21日（水）開札 相生地方合同庁舎動力変圧器更新工事 入札書在中」と記載すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 入札申込後、入札に参加しない場合は、辞退届（その他様式3）を速やかに提出すること。

13 落札決定の方法

最低価格落札方式とする。

- (1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、国の支払の原因となる契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。
- (2) 上記において、同価格で応札した者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

15 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。また、紙による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして郵送にて提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は別記様式－3に準じたものとする。また、電子入札による場合は、保存形式は以下によること。なお、提出の際は必ずウィルス対策を実施した上で提出すること。

・Microsoft Excel (Excel2010形式以下のもの)

なお、ファイル容量は1MB以内に収めるものとし、1MB以内に収まらない場合は郵送等により提出すること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

(3) 入札参加者は記名した工事費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官（補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

ア 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

- (ア) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (イ) 内訳書とは無関係な書類である場合
- (ウ) 他の工事の内訳書である場合
- (エ) 白紙である場合
- (オ) 内訳書が特定できない場合
- (カ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

- (ア) 内訳の記載が全くない場合
- (イ) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

ウ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- (ア) 他の工事の内訳書が添付されていた場合

エ 記載すべき事項に誤りがある場合

- (ア) 発注者名に誤りがある場合
- (イ) 発注案件名に誤りがある場合
- (ウ) 提出業者名に誤りがある場合
- (エ) 内訳書の合計金額（工事価格）が入札価格と大幅に異なる場合

オ その他未提出又は不備がある場合

- (4) 工事費内訳書は、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 工事費内訳書に記載の数量は参考数量であるため、適宜現地確認を実施のうえ内訳書を作成し、工事に必要な費用一式を見積もること。

16 開札

(1) 電子調達システムによる入札

電子調達システムにより入札を行う場合は、入札者による立合いは不要であるが、入札者は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

(2) 紙による入札

紙による入札を行う場合、入札参加者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせることとする。その場合、開札結果については、メールや電話等で通知する。

工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして原則郵送にて提出すること。

また、再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に再度入札用として第2回目の入札書を併せて提出することができる。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。

17 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

18 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

19 支払い条件

本工事の支払条件は下記のとおりとする。

(1) 前金払 可

ただし、支払手続に事前準備が必要なため、前金払の請求を行う日が属する月の前月3日まで（3日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで）に、5の担当者に連絡すること。

(2) 部分払 不可

20 本発注工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本発注工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

21 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子調達システムにより、兵庫労働局長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。但し、紙入札方式の場合は紙により提出することが出来る。提出先は、5とする。
- (2) (1) の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子調達システムにより回答する。ただし紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

22 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

23 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

- | | |
|------------------|---|
| ①調達ポータルURL | https://www.p-portal.go.jp/ |
| ②調達ポータルヘルプデスクTEL | 0570 - 000 - 683（ナビダイヤル）
03 - 4332 - 7803（IP電話等の場合） |

ただし、参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には兵庫労働局総務部総務課会計第四係まで連絡すること。

- (5) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。確認を怠った場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- (6) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。
- (7) 本件入札において提出した資料等については、「情報公開法」による開示等の対象となる場合がある。

また、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付 財計第2017号）」に基づく競争入札に係る情報（落札者名、業務委託料等）の公表を兵庫労働局ウェブ

ブページにて行う。

(8) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

別表－ 1

本工事における手続き期間等

電子調達システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで
就業時間 8時30分から17時15分まで

項目	期間等	掲載箇所
申請書及び資料の受付	【申請書及び資料の受付期間】 <u>令和8年10月5日（月）から令和8年10月20日（火）まで</u> 入札公告日：令和8年10月5日（月） 審査基準日：令和8年10月20日（火） ※電子調達システムの場合は電子調達システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。（以下の項目も同じ。） 【提出書類】 ☐ 1 競争参加資格確認申請書（別記様式－1） ☐ 2 主任技術者の資格等証明書類（資格者証の写し） ☐ 3 主任技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する書類（入札説明書6（3）参照） ☐ 4 資格審査結果通知書の写し ☐ 5 競争参加資格等に係る申立書（その他様式4） ☐ 6 誓約書（その他様式5） ☐ 7 役員等名簿（その他様式6） ※個人の場合は不要。 【競争参加資格の結果通知期限】 令和8年10月20日（火）	7（2） 7（3）
競争参加資格がないと認めた者に対する対応	【理由説明の受付期間】 <u>令和8年10月20日（火）まで</u> 【回答期限】 令和8年10月22日（木）	8
入札説明書、仕様等に対する質問の期限等	【質問の受付期間】 <u>令和8年10月5日（月）から令和8年10月13日（火）まで</u>	10

	【回答期限】 令和８年１０月１６日（金）	
入札書の提出	【入札書の提出期間】 令和８年１０月１９日（月）から令和８年１０月２０日（火）	11
開札	【日時】 令和８年１０月２１日（水） １０時００分 【場所】 兵庫労働局 第２共用会議室 神戸市中央区東川崎町１－１－３ 神戸クリスタルタワー１６階	

◎様式等

- ・（別記様式－１） 競争参加資格確認申請書（電子、紙共通）
- ・（別記様式－２） （競争参加資格確認資料を郵送にて提出する場合の様式）
- ・（別記様式－３） 工事費内訳書（記載例）
- ・（その他様式１） 電子調達案件の紙入札方式での参加について
- ・（その他様式２） 入札書（紙入札方式）
- ・（その他様式３） 辞退届
- ・（その他様式４） 競争参加資格等に係る申立書
- ・（その他様式５） 誓約書
- ・（その他様式６） 役員等名簿
- ・（その他様式７） 質問書

営繕工事特記仕様書

I 工事概要

- 1 工事名 相生地方合同庁舎動力変圧器更新工事
- 2 工事場所
 - (1) 名 称 相生地方合同庁舎
 - (2) 所在地 相生市旭 1 - 3 - 1 8
- 3 工事種目 電気工事
- 4 工事完成期限 令和 9 年 3 月 2 2 日 (月) (厳守)
- 5 履行期限 令和 9 年 3 月 2 9 日 (月) (厳守)

履行期限は、完成検査、検査後の手直し、完成図書提出等全てが完了する日。

II 工事内容に係る特記事項

1 工事目的

相生地方合同庁舎における今後の個別空調設備の増設に対応するため、既設動力変圧器の容量を 75kVA から 100kVA へ改修する。

2 適用基準等

本工事は、本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 7 年版」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 7 年版」その他関係法令及び関係規程による。設計図書間に相違又は疑義がある場合は、発注者と協議すること。

3 工事概要

既設の三相 3 線 75kVA 動力変圧器を撤去し、既設高圧受電設備に適合する三相 3 線 100kVA モールド変圧器へ更新する。併せて、容量変更に伴い必要となる関連機器及び接続部分の交換又は改修を行う。

4 更新変圧器の仕様

項目	仕様
種類	屋内用モールド変圧器
相・線式	三相 3 線式
定格容量	100kVA
定格一次電圧	6,600V
定格二次電圧	210V

定格周波数	60Hz
適用規格	JEC-2200「変圧器」その他公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版に定める規格
設置条件	既設キュービクル内に収容でき、必要な絶縁距離、保守点検スペース及び既設設備との接続を確保できる寸法・構造とする。

※契約後、製作に先立ち、受注者は現地確認を行い、既設設備との適合性を確認した製作図、仕様書等を発注者に提出し、承諾を受けること。

5 工事内容

- ・ 既設動力変圧器（三相3線 75kVA）1台の撤去
- ・ 動力変圧器（三相3線 100kVA モールド変圧器）1台の新設、搬入及び据付
- ・ 変圧器容量変更に伴い必要となる高圧側及び低圧側の変流器（CT）の交換。高圧側 CT は既設 20/5 から 30/5 へ交換するものとし、低圧側 CT については 100kVA 変圧器の定格電流及び既設設備に適合するものへ交換すること。
- ・ 変圧器容量変更に伴い必要となる高圧側及び低圧側の交流電流計の交換
- ・ 変圧器容量変更に伴い必要となるパワーヒューズの交換
- ・ 変圧器の寸法、端子位置その他の変更に伴い必要となる銅バー、可とう導体、電線、端子その他接続部分の改修
- ・ 上記工事に必要な停電、復電、試験、測定及び電気主任技術者との調整
- ・ 容量変更に伴い必要となる一般送配電事業者その他関係機関への申請及び手続
- ・ 変圧器等の搬出入に必要な揚重作業
- ・ 撤去材の運搬及び適正処分

6 既設設備の取扱い

既設受変電設備設置場所：3階電気室内

既設キュービクル設備製造所：株式会社 高村電機製作所

既設設備、配線及び機器は、安全性、関係法令、技術基準及び本工事における容量変更後の使用に支障がないものについては再使用する。容量変更に伴い交換又は改修が必要となる場合は、施工前にその理由及び範囲を発注者に示し、協議すること。

7 施工上の留意事項

- ・ 施工に先立ち現地確認を行い、既設設備の仕様、寸法、接続状況、搬出入経路及び停電範囲を確認すること。
- ・ 別冊図面及び参考写真は、既存の完成図（平成7年）等及び現況写真を参考資料として添付するものである。既存図面については現況との完全な一致を保証するものではないため、施工に当たっては現地確認を行い、既設設備の仕様、寸法、接続状況、搬出入経路その他施工に必要な事項を確認すること。

- ・ 更新機器は既設キュービクルに収容し、公共建築工事標準仕様書に定める必要な絶縁距離等を確保すること。
- ・ 変圧器と銅帯等との接続は、既設設備との取合いを確認し、必要な可とう性及び電流容量を確保すること。
- ・ 既設動力変圧器及び交換対象の変流器（CT）は、絶縁油を使用しない機器である。PCB 含有又は PCB 汚染のおそれがある機器が新たに確認された場合は、速やかに発注者へ報告し、その取扱いについて協議すること。
- ・ 停電日時及び停電時間は、庁舎業務への影響を最小限とするよう発注者及び電気主任技術者と事前に調整すること。
- ・ 工事後は必要な絶縁抵抗測定、耐圧試験、相回転確認、動作確認その他必要な試験を行い、正常な受電及び運転を確認すること。
- ・ 関係機関への申請・届出等が必要な場合は、事前に発注者へ内容を報告し、必要な手続を行うこと。
- ・ 工事中に本仕様書に定めのない事項又は予期しない状況が生じた場合は、発注者と協議すること。

8 完成時提出書類

- ・ 工事完成届
- ・ 工事写真（施工前、施工中、施工後）
- ・ 試験・測定結果
- ・ 更新機器の製作図、仕様書その他完成図書
- ・ 関係機関への申請・手続を行った場合は、その内容が確認できる資料
- ・ その他、発注者が工事完成確認に必要と認める書類

Ⅲ 工事における留意事項

（１）周辺住民・来庁者への配慮

業務運営をしながら工事を実施することとなるため、周辺住民及び来庁者・職員等に危害を与えないように十分留意すること。また、周辺住民への周知や交通整理等が必要な場合は実施すること。

（２）資材置き場、駐車場等

資材置き場や駐車場は現地担当者と調整すること。

（３）工事期間

I-4 及び I-5 のとおり工事完成期限及び履行期限を定めているが、資材等の調達期間を踏まえた履行期限のため、可能な限り早急に工事等を完成させること。

（４）作業日時

作業時間については、原則閉庁日（土日祝）の８時４５分から１７時００分までとする。
これ以外の日時にかかる作業を要する場合については別途現地担当者と協議のうえ決定すること。

（５）養生・移設等

工事により庁舎内設備や物品等が破損又は故障する恐れがある場合は、養生・移設等を十分に行い、対策を講じること。

（６）光熱水料

本工事に必要な工事用電力及び工事用水は大量に使用することが無い限り無償とする。
使用量の多寡は別途協議によるが、大量に使用する可能性がある場合は、請負事業者による有料利用となるため、必要に応じて仮設メーターの設置、充電式工具の使用を依頼する場合がある。

（７）現場事務所、仮設トイレ

現場事務所、仮設トイレは設けない。

トイレは、庁舎内の指定された場所を利用すること。但し、足跡など工事が原因で汚れたと認められる部分は清掃を行うこと。

（８）工事費用の積算について

工事費内訳書に記載の数量については参考数量を表すものであるため、必要に応じて事前に現地確認を実施のうえ単価を設定し、本工事の施工に必要な費用を工事費内訳書に全て含めること。

その際、工事費の積算に際して必要な機器の取付け等にかかる費用を適切に含めること。

なお、契約締結後に、受注者の責めによらない事由その他事前に予見することが困難な事情により、工事内容又は工事費の変更が必要となった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、契約条項その他関係規定に基づき取り扱うものとする。

現地確認に関する連絡先：相生労働基準監督署 瀧北（0791-22-1020）

（９）その他

撤去及び処分については、関係法令を遵守し適正に行うこと。

上記に記載のない事項及び施工方法は、共通仕様書及びメーカー標準仕様に準じる。

Ⅳ 契約に関する留意事項

- （１） 請求書の宛名は「官署支出官 兵庫労働局長」とすること。
- （２） 請求書には受注者の社名及び代表者の職名並びに氏名を記載すること。
- （３） 契約事業者への支払いは、適法な請求書を受理した日から４０日以内に対価を支払うものとし、支払方法は契約事業者が指定する金融機関口座への振り込みとする。
- （４） 契約事業者は、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。

(5) 契約関係書類の扱いについて

- ① 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
- ② 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

V 一般事項

1 施工基準

当該営繕工事の施工に関し、本営繕工事仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の次の書類による。

公共建築工事標準仕様書

公共建築改修工事標準仕様書

2 優先順位

全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の(1)から(5)までの順番のとおりとし、これにより難い場合は、公共建築(改修)工事標準仕様書 1.1.8 による。

- (1) 質問回答書((2) から (5) までに対するもの)
- (2) 現場説明書
- (3) 特記仕様書
- (4) 別冊の図面
- (5) 改修標準仕様書

3 疑 義

当該工事に疑義を生じた場合は、監督員と協議の上その指示に従うこと。

4 申請手続

当該営繕工事に必要な関係官庁への確認、申請手続きは、その費用も含め、受注者の負担とし、速やかに行なうこと。

5 産業廃棄物に関する事項

(1) 関係法令の遵守

産業廃棄物の運搬・処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同法施行規則の一部を改正する省令」、「兵庫県産廃物の処理及び清掃に関する法律施行細則」、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」を遵守すること。

(2) 処理費用等

産業廃棄物の運搬・処理に要する全ての費用は、関連する単価の事項に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

6 保安に対する事項

(1) 安全組織体制の確立

請負者は、工事を安全に遂行するために必要な組織体制を確立し、作業員の安全教育の徹底、作業標準の作成等を行い、作業の安全に万全を期さなければならない。

(2) 工事車両の安全運行

請負者は、工事車両の運行に際して、車両制限令、道路交通法等の関連法令を遵守し、一般車両の走行に支障を来たさないようにすること。工事車両の移動は、保安要員による安全確認を徹底すること。

また、請負者は、事故発生を未然に防ぐよう、工事車両の安全運行について、運転手に対して日常の管理・指導を徹底するとともに、自ら安全運行に関する業務を総括指揮しなければならない。

7 環境保全に関する事項

(1) 請負者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」及び「兵庫県公害防止条例」に基づき、すべての作業において騒音・振動の低減に努めなければならない。

(2) 大気汚染防止法が改正され、建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されたことに留意すること。以下、一部抜粋。

- ・工事開始前の石綿の有無の調査（令和3年4月1日施行）
- ・石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等へ報告する必要（令和4年4月1日施行）
- ・事前調査や分析調査は、要件を満たすものが実施する必要（令和5年10月1日施行）

(3) 大気汚染防止法のほか、労働安全衛生法、石綿障害予防規則における規定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における規定、建築基準法における規定、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律における規定など、これらの関係法令に基づき適正に作業を行うこと。

8 その他共通事項

(1) 工程、施工方法、施工日時は監督員と十分に協議を行うこと。また、工事概要の標示、近隣説明を行い、周辺住民の理解、協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じ保安要員、警備員等を配置し、安全の確保に努めることとする。

(2) 本工事の施工に際し、既存施設等に障害、支障を及ぼすおそれがある場合は、事前に十分な養生、保護を行うものとし、万一、障害、支障を与えた場合は、速やかに監督員に報告を、請負者の責任において復旧するものとする。

(3) 本工事の施工に際し、入居者及び周辺住民への危害、騒音、振動、濁水、粉塵、交通障

害等トラブルが生じないよう努め、工事進捗に支障なきように配慮するものとする。また、苦情、クレーム、要望等を受けた場合は、速やかに監督員に報告し、その指示に従うものとする。

- (4) 請負者は、工事の便宜上近隣の土地、施設の一時利用等を行う場合は、監督員の承諾を得た後、請負者の負担により行うものとする。
- (5) 本工事に使用する工法、材料、製品等は特記されたもの及び同類同等以上のものと監督員が認めたもの以外は使用してはならない。
- (6) 請負者は、近隣事情、天候等により、工程、施工方法、施工日時等の変更が適切であると判断した場合、説明図書を監督員に提出の上、監督員の承諾を得た場合に限り、工程、施工方法、施工日時等を変更することができる。
- (7) 請負者は、本工事の施工に際し、墜落防止措置、土止支保工の設置、保護具の着用等、労働安全関連法令を遵守すること。
- (8) 付属品・予備品については完成引渡し時にリストと共に提出すること（製造者の標準一式とする）。
- (9) 契約の相手方は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約の相手方の決定から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

工 事 着 手 届

1 工事名 相生地方合同庁舎動力変圧器更新工事

2 工事場所

(1) 名 称 相生地方合同庁舎

(2) 所在地 相生市旭 1－3－18

上記工事は、令和 年 月 日に着手しました。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

工事請負者

所 在 地

名 称

代表者氏名

工 事 完 成 届

1 工事名 相生地方合同庁舎動力変圧器更新工事

2 工事場所

(1) 名 称 相生地方合同庁舎

(2) 所在地 相生市旭 1 - 3 - 1 8

上記工事は、令和 年 月 日に完成しました。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

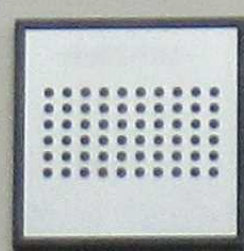
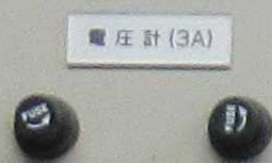
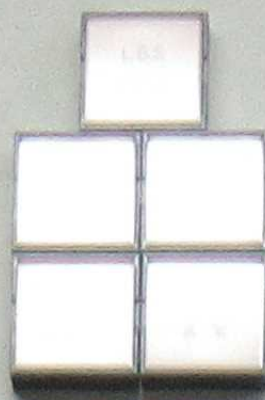
工事請負者

所 在 地

名 称

代表者氏名

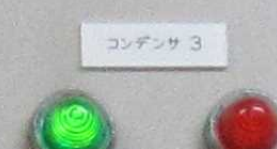
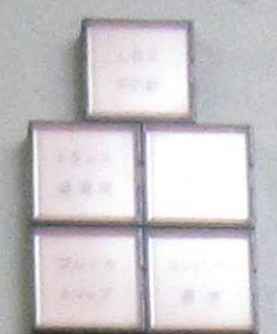
低 圧 電 灯 盤



灯盤



低圧動力盤



高圧受電盤



高圧危険

電気の安全と合理化に努める

関西電気管理技術者協会

電気管理技術者 資格 取得

緊急時 連絡先 090-3142-4942

連絡先 090-3142-4942

連絡先 090-3142-4942

変

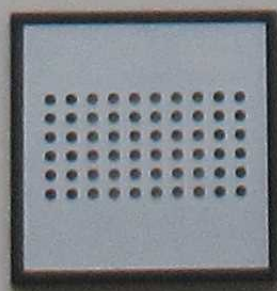
高圧受電盤



VCB



電圧計(3A)



100/100
03/600

高圧危険

電気の安全と合理化に奉仕する

一般社団法人 関西電気管理技術者協会

電気管理技術者 高市 政和

緊急時 連絡先 090-5162-4942

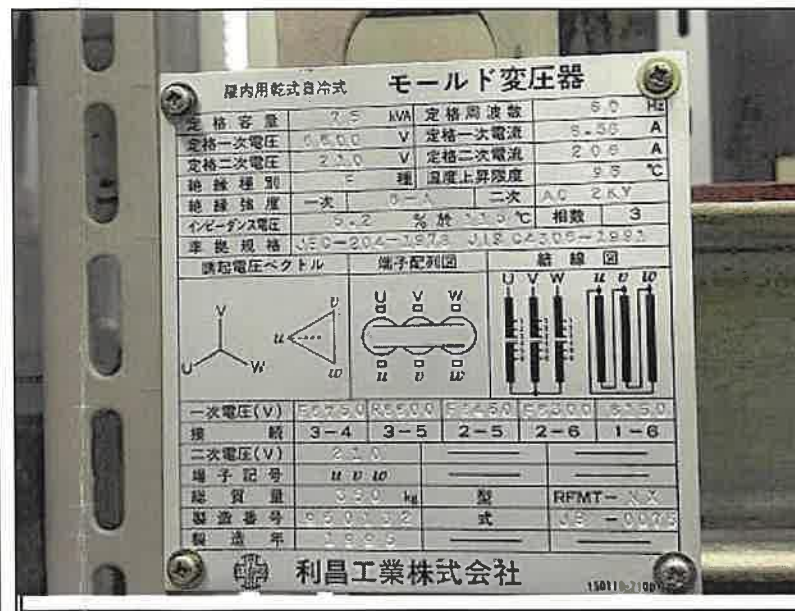
連絡不能のときは保安センターへ 0120-756-136 (24時間-365日対応)



危险



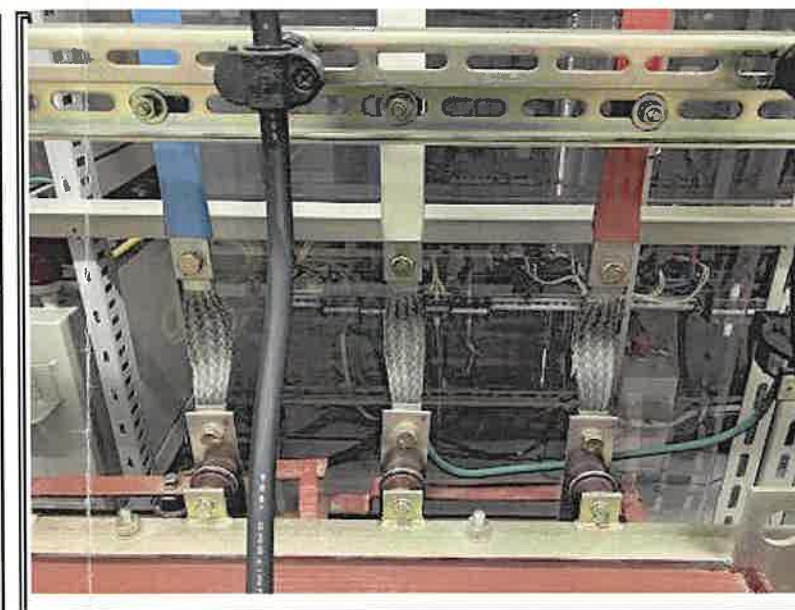
工種	高圧受電設備
種別	動力変圧器更新
測点	電気室
既設トランス 3φ3W75kVA ↓ 更新トランス 3φ3W100kVA ※容量増にて更新	



工種	高圧受電設備
種別	動力変圧器更新
測点	電気室
既設トランス 銘板 モールド変圧器 1995年製 75kVA	



工種	高圧受電設備
種別	動力変圧器更新
測点	電気室
パワーヒューズ交換	



工種	高圧受電設備
種別	動力変圧器更新
測点	電気室
トランス更新に伴いサイズが変わる為銅バー・可とう導体改修	



工種	高圧受電設備
種別	動力変圧器更新
測点	電気室
CT要交換 ※写真は低圧CT(高圧CTも要交換)	



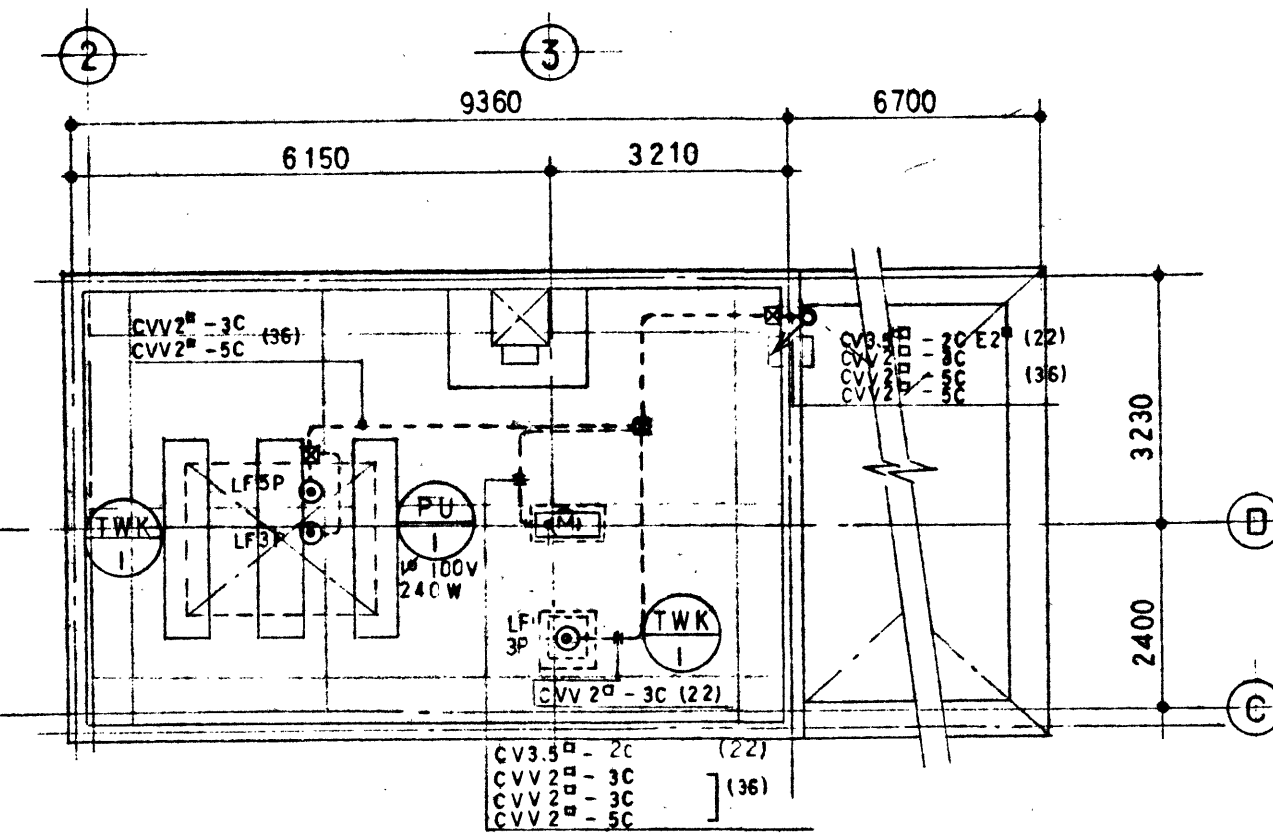
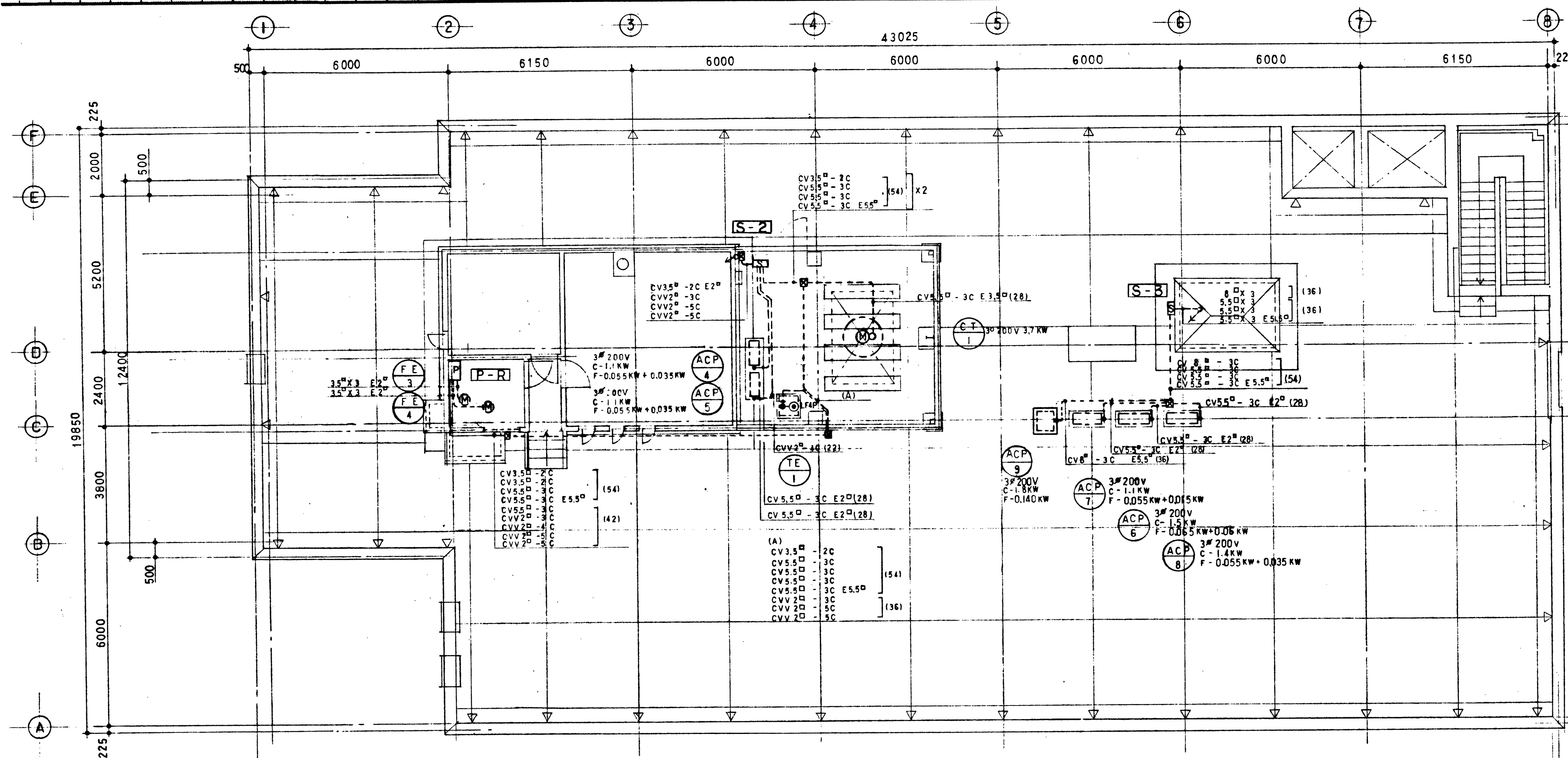
工種	高圧受電設備
種別	動力変圧器更新
測点	電気室
メーター(交流電流計)要交換 ※写真は高圧メーター(低圧メーターも要交換)	



工種	高圧受電設備
種別	動力変圧器更新
測点	駐車場
レッカー車据置場所	

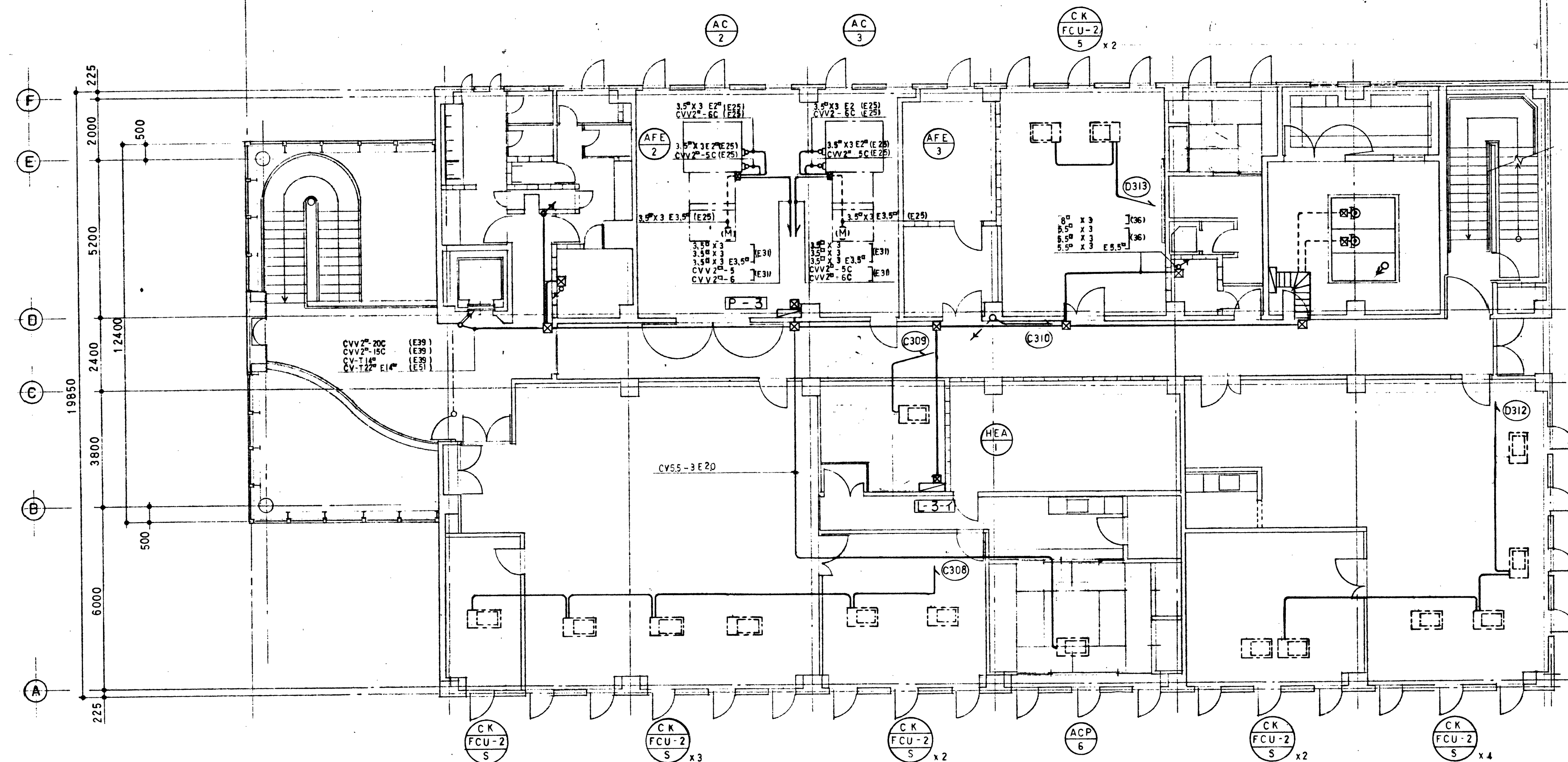


工種	高圧受電設備
種別	動力変圧器更新
測点	駐車場
レッカー車据置場所	



屋根伏図 1/100

4階平面図 1/100

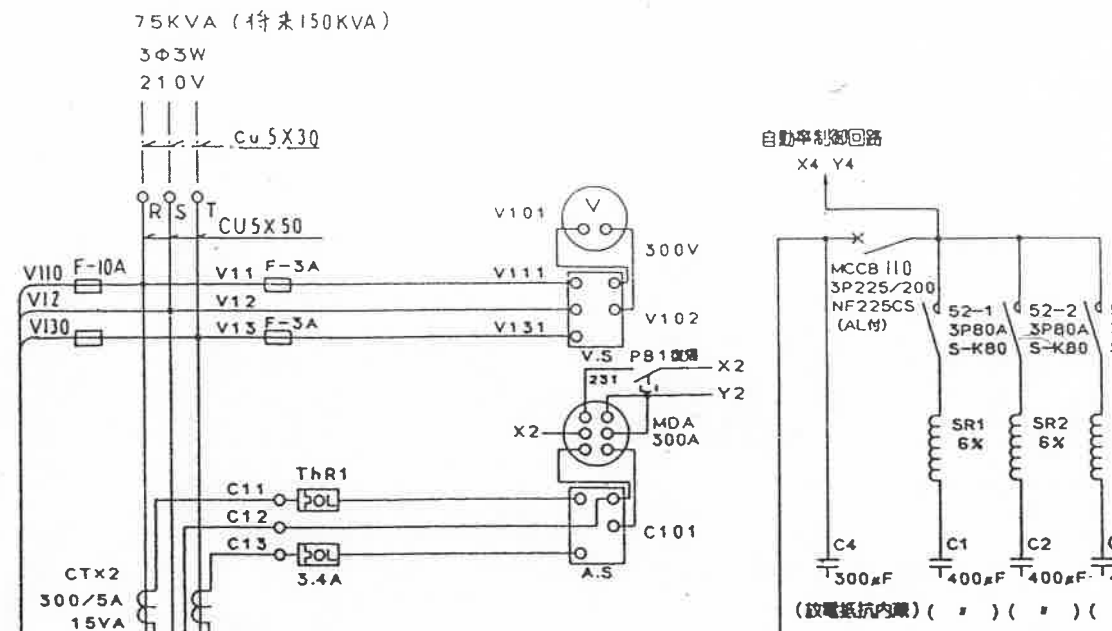


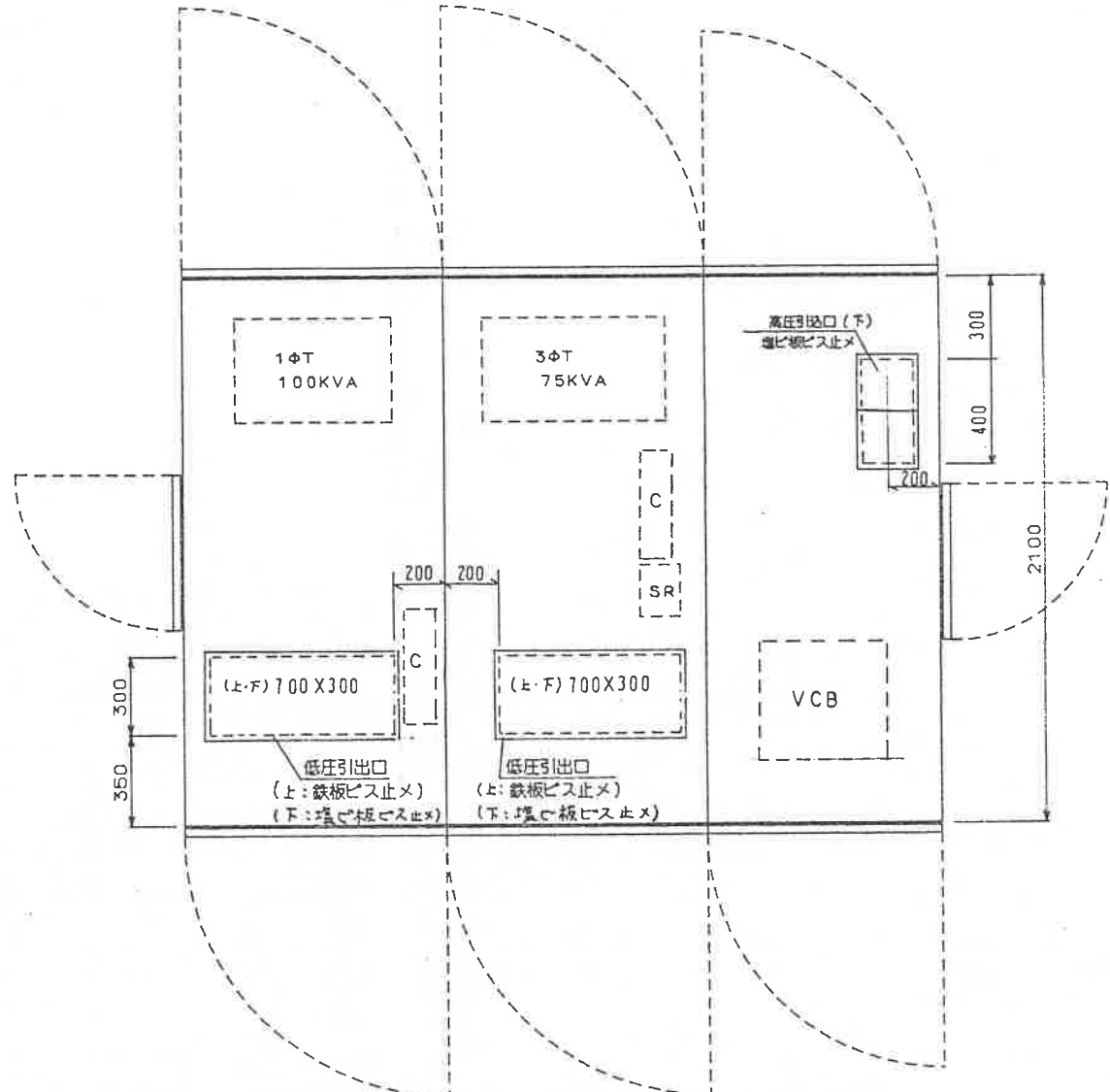
3階平面図 1/100

訂正		設計年月日 設計 換図 製図	承認印 工事名称 相生地方合同庁舎 電気設備工事 承認年月日 図面番号 軽線・動力設備 3・4階 平面図 縮尺 S=1/100 図面番号 7-9-30 設計番号 — 5/26

Figure 1: Front view of the control panel for the 1000kV power transformer. The panel is divided into three main sections: '低圧受電盤' (Low Voltage Receiving Cabinet) on the left, '低圧動力盤' (Low Voltage Power Cabinet) in the center, and '高圧受電盤' (High Voltage Receiving Cabinet) on theright. Each section contains various electrical components like meters (V, A, W), switches (ON, OFF), and relays (GL, RL). Dimensions are provided for the overall panel and individual components.

CF02394;

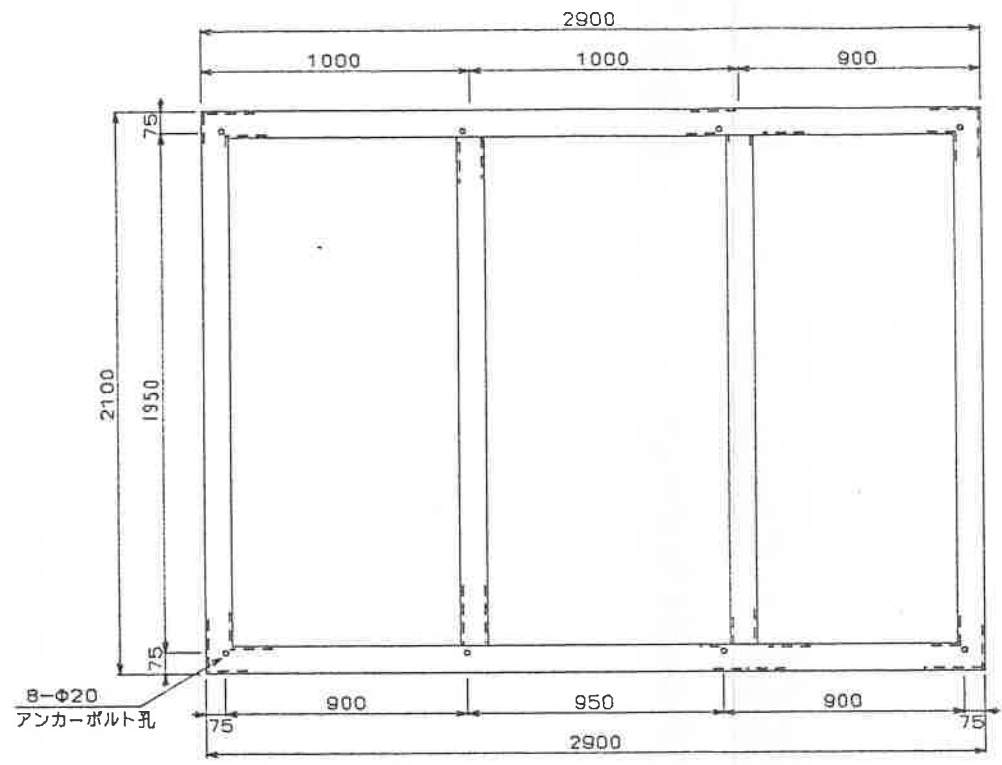




低圧電灯盤 低圧動力盤 高圧受電盤



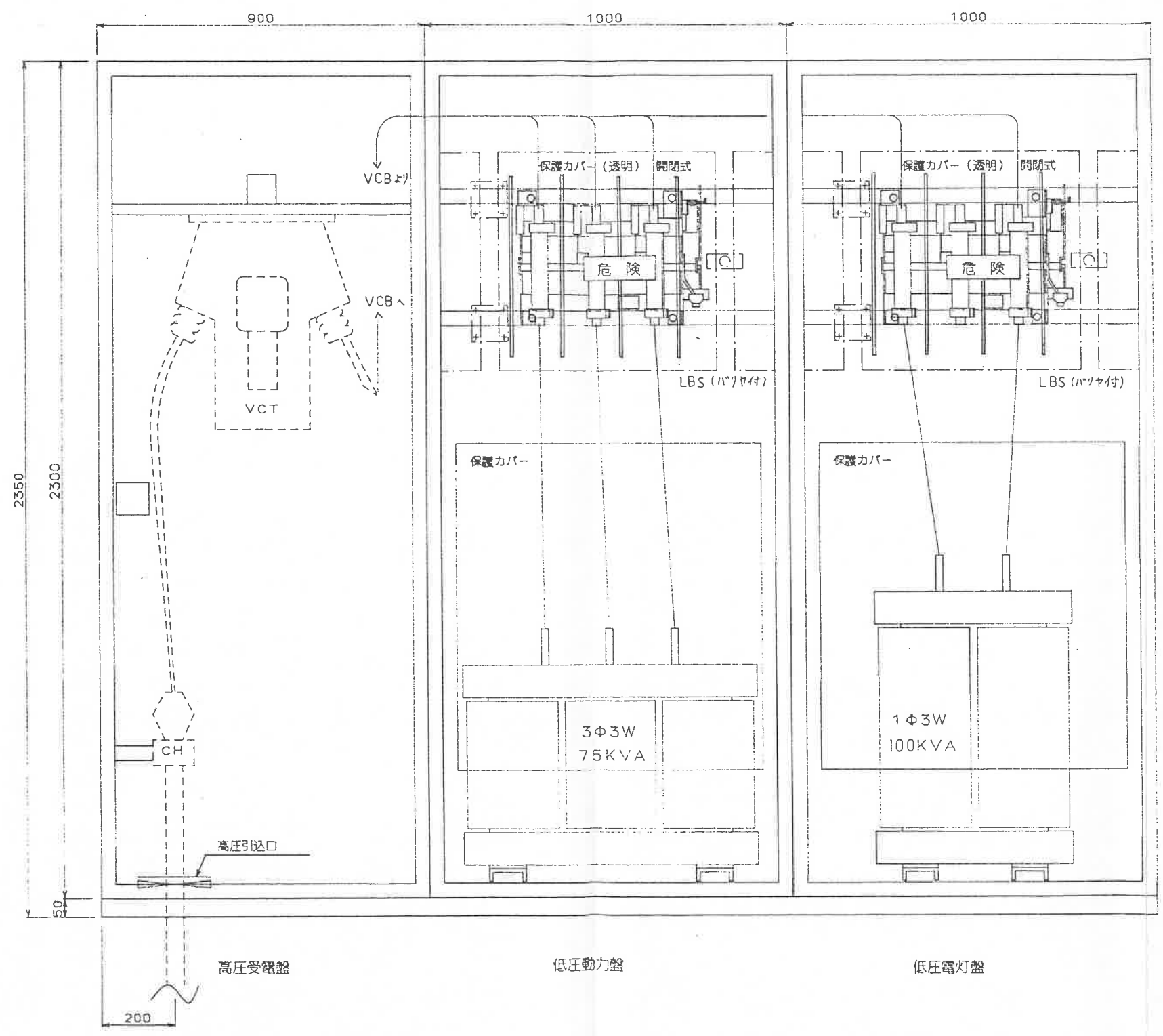
平面図



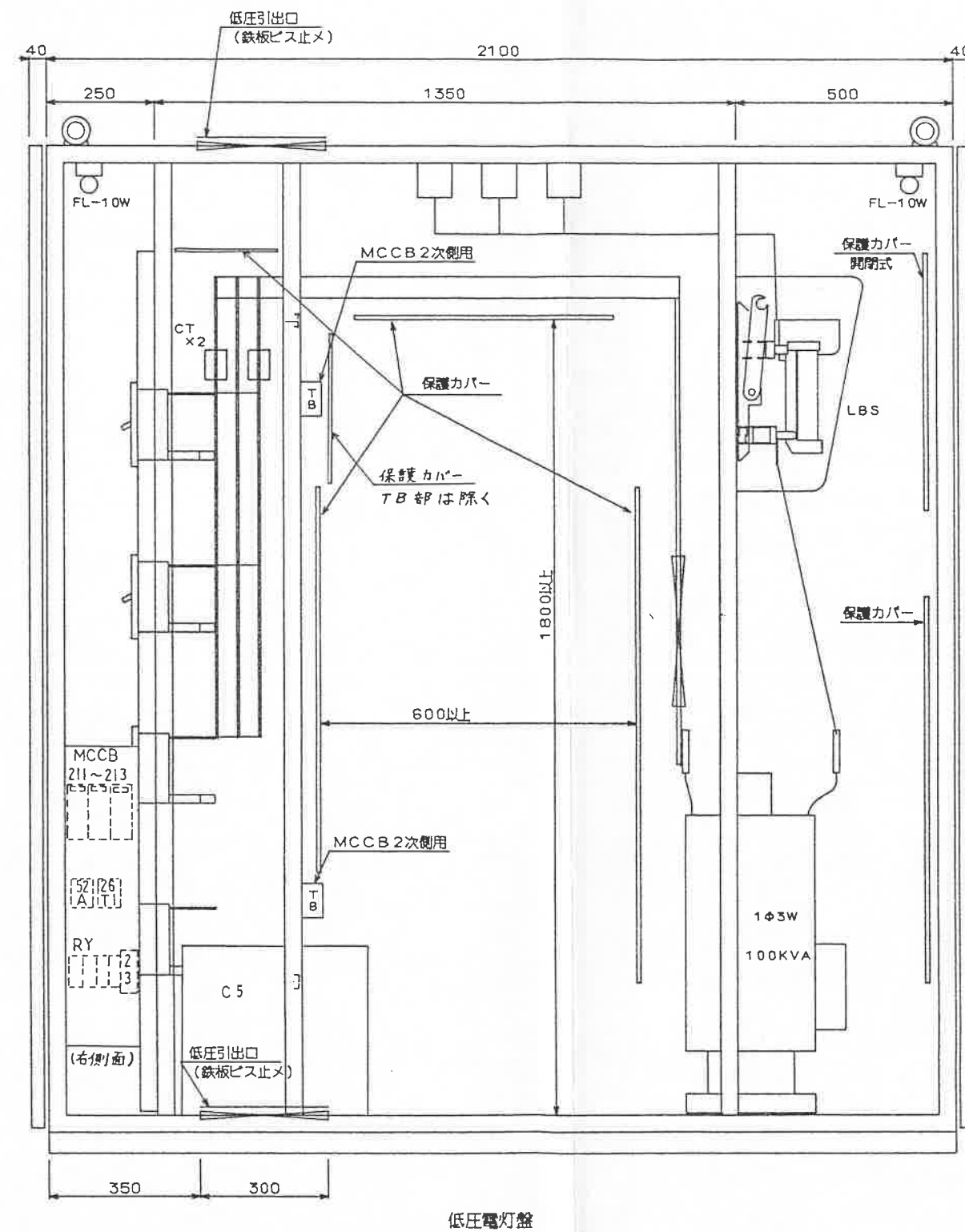
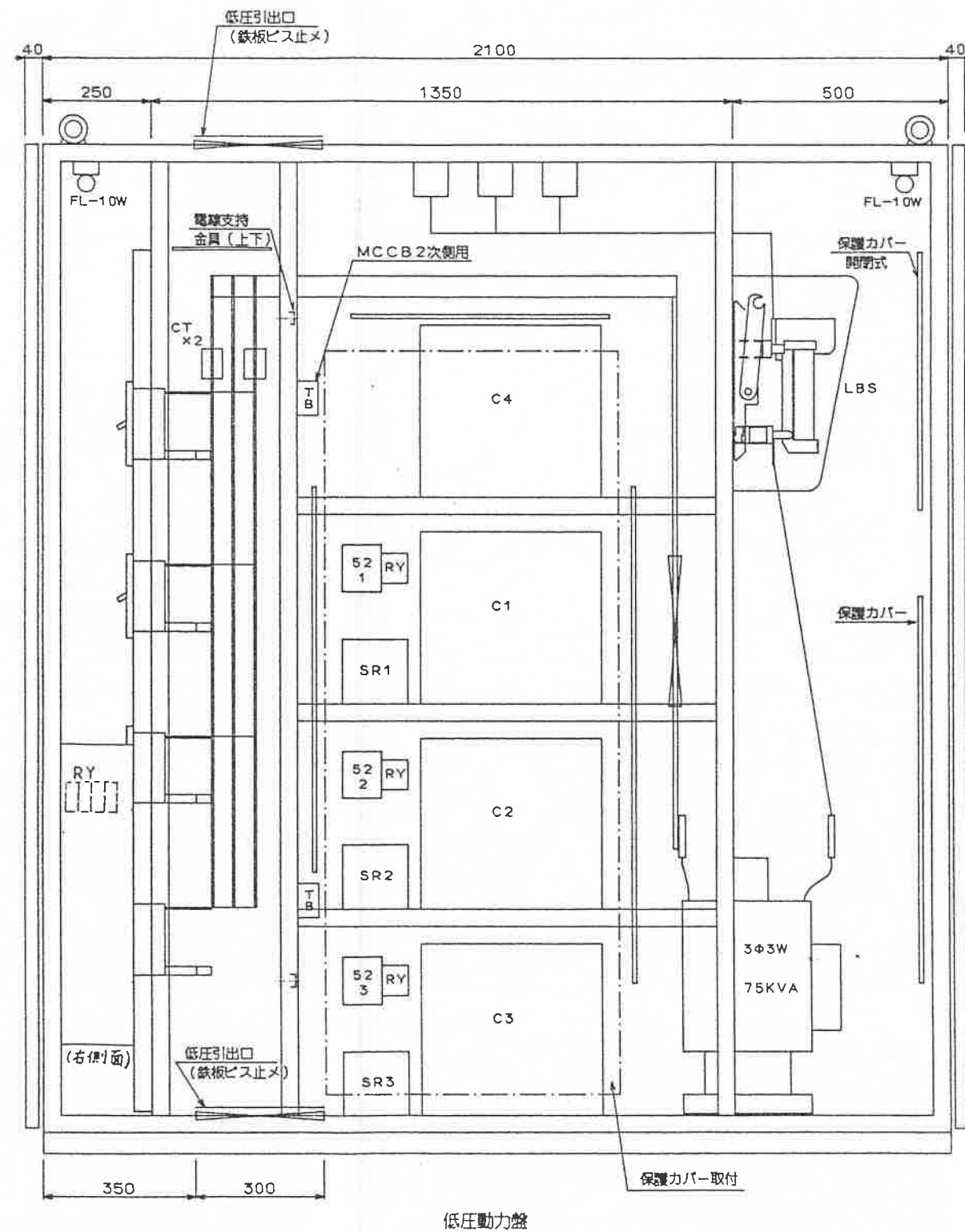
チャンネルベース図

訂正 CHANGE	1	2	3	4	5	6	7	8	9
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
仕	用板 BOXPLATE	扉 DOOR	盤 PANEL	継ぎ目 HINGE	把手 HANDLE	塗装色 COATING WITH PAINT COLOR	図番 DWG. NO.	枚数 PAGE	第3角法 3RD ANGLE PROJECTION
機							品名 TITLE	数量 QTY	APPROVED DESIGNER 作成 DRAWN
							キュービクル	1	20NTS
							CF-0238	4	株式会社 高村電機製作所 TAKAMURA ELECTRIC WORKS LTD.

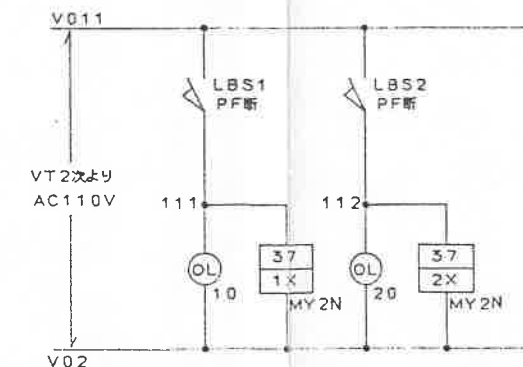
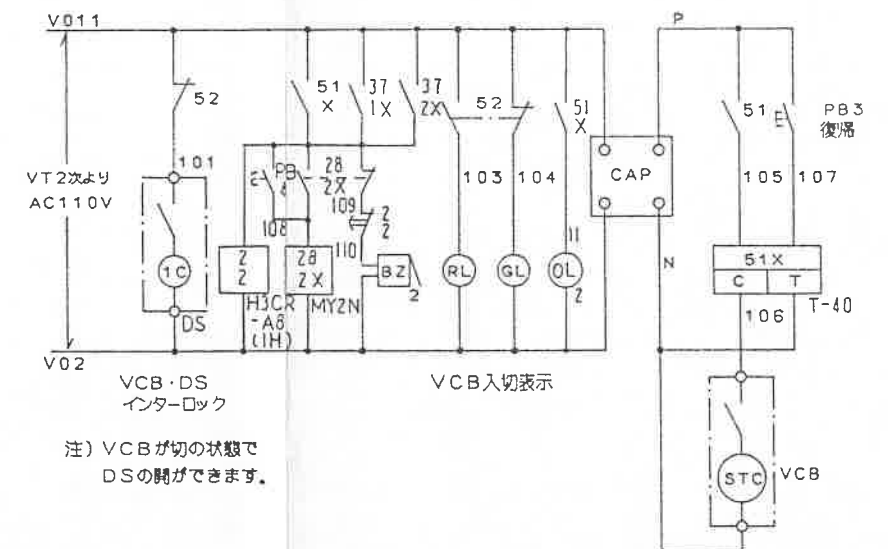
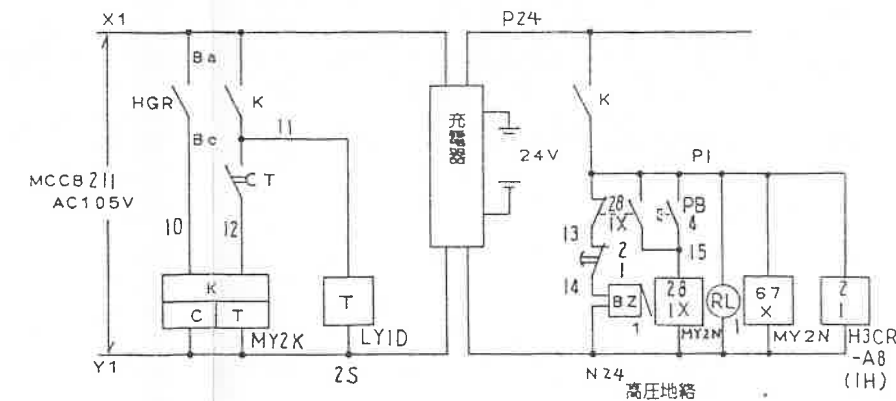
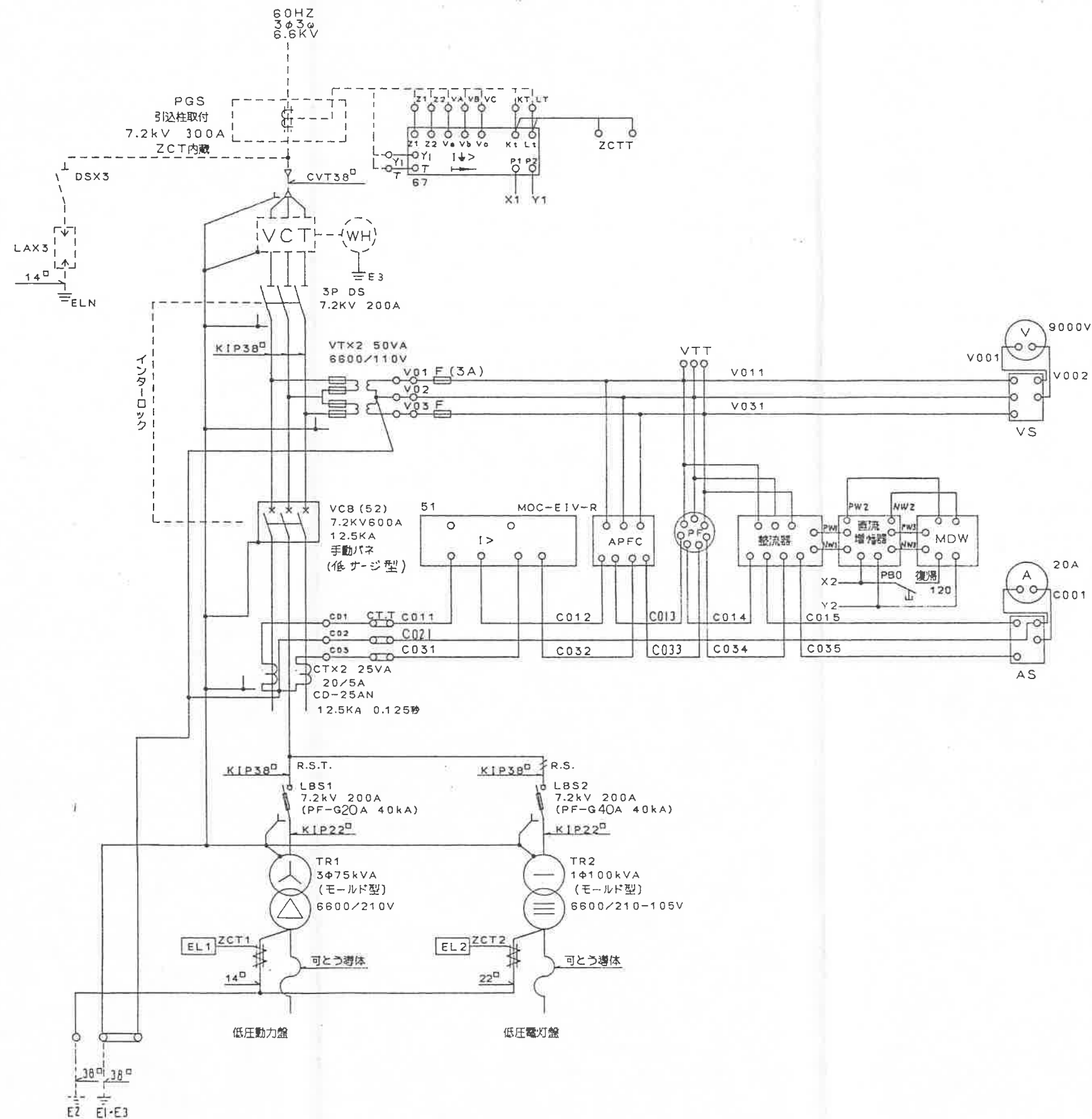
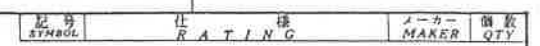
2 Y CF023848



型式 TYPE		第3角法 3RD ANGLE PROJECTION	
日付 DATE	0/月	数量 QTY	DIMIN 1/
品名 TITLE	背面内部図	図番 DWG. NO.	枚数 PAGE
CF-0238		6	NTS
仕様 BOX PLATE 扉 DOOR 盤 PANEL 継ぎ目 HINGES 把手 HANDLES 塗装色 COATING WITH PAINT COLOR		取付器具 THEIR MOUNTED APPARATUS	
株式会社 高村電機製作所		TAKAMURA ELECTRIC WORKS LTD.	

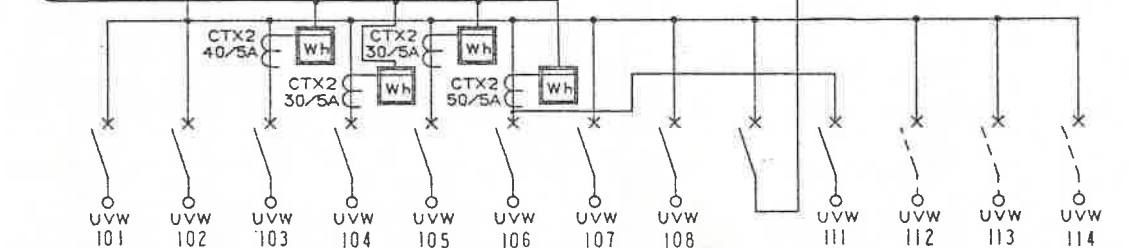
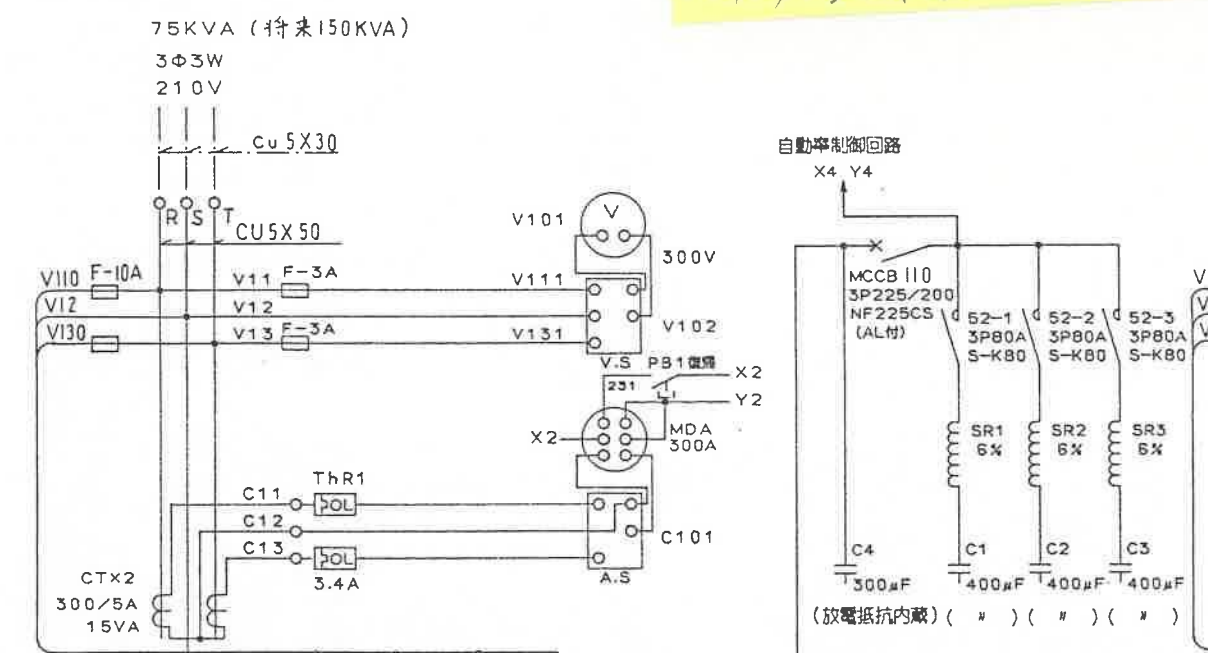


						形式 TYPE	
						形式 TYPE	
1	2	3	4	5	6	7	
CHANCE △ △ △			△ .. △ ..			日付 DATE 品名 TITLE 数量 QTY.	第3角法 3RD ANGLE PROJECTION DIMIN mm. 換尺 SCALE 作成 DRAWN
						右側面内部図	NIS
仕様	箱板 BOX PLATS	扉 DOOR	窗 PANEL	铰手 HINGE	把手 HANDLE	塗装色 COATING WITH PAINT COLOR 図番 DWG. NO. CF-0238	枚数 PAGE 8
						装具 BOARD 取付器具 THEIR MOUNTED APPARATUS	TAKAMURA ELECTRIC WORKS LTD.



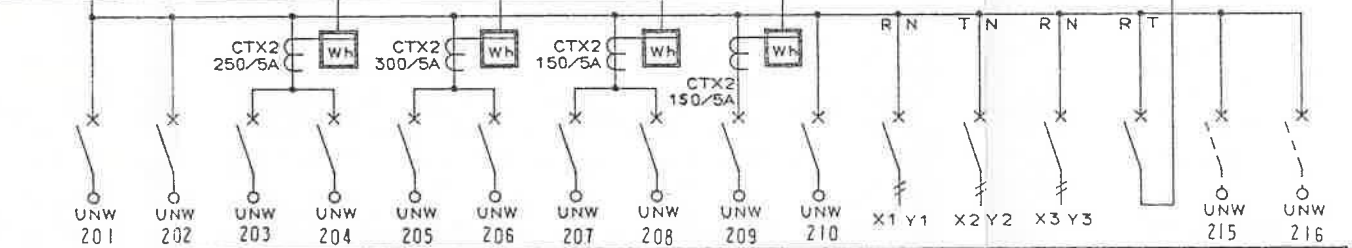
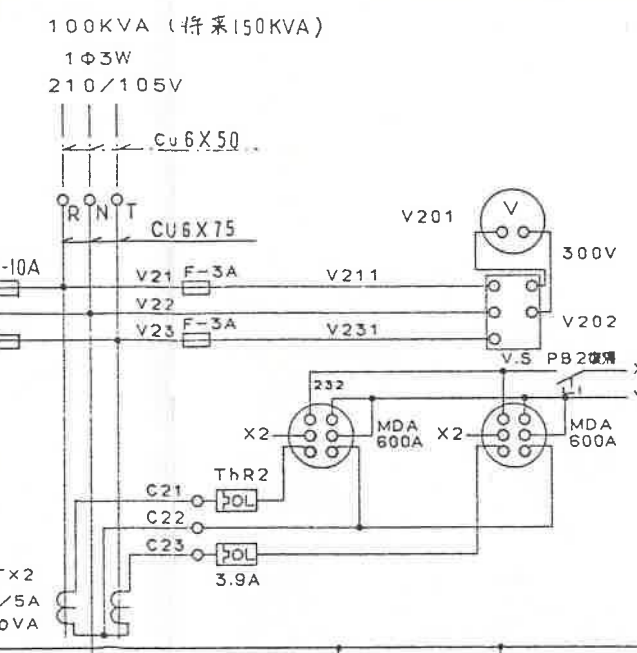
		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30		31		32		33		34		35		36		37		38		39		40		41		42		43		44		45		46		47		48		49		50		51		52		53		54		55		56		57		58		59		60		61		62		63		64		65		66		67		68		69		70		71		72		73		74		75		76		77		78		79		80		81		82		83		84		85		86		87		88		89		90		91		92		93		94		95		96		97		98		99		100		101		102		103		104		105		106		107		108		109		110		111		112		113		114		115		116		117		118		119		120		121		122		123		124		125		126		127		128		129		130		131		132		133		134		135		136		137		138		139		140		141		142		143		144		145		146		147		148		149		150		151		152		153		154		155		156		157		158		159		160		161		162		163		164		165		166		167		168		169		170		171		172		173		174		175		176		177		178		179		180		181		182		183		184		185		186		187		188		189		190		191		192		193		194		195		196		197		198		199		200		201		202		203		204		205		206		207		208		209		210		211		212		213		214		215		216		217		218		219		220		221		222		223		224		225		226		227		228		229		230		231		232		233		234		235		236		237		238		239		240		241		242		243		244		245		246		247		248		249		250		251		252		253		254		255		256		257		258		259		260		261		262		263		264		265		266		267		268		269		270		271		272		273		274		275		276		277		278		279		280		281		282		283		284		285		286		287		288		289		290		291		292		293		294		295		296		297		298		299		300		301		302		303		304		305		306		307		308		309		310		311		312		313		314		315		316		317		318		319		320		321		322		323		324		325		326		327		328		329		330		331		332		333		334		335		336		337		338		339		340		341		342		343		344		345		346		347		348		349		350		351		352		353		354		355		356		357		358		359		360		361		362		363		364		365		366		367		368		369		370		371		372		373		374		375		376		377		378		379		380		381		382		383		384		385		386		387		388		389		390		391		392		393		394		395		396		397		398		399		400		401		402		403		404		405		406		407		408		409		410		411		412		413		414		415		416		417		418		419		420		421		422		423		424		425		426		427		428		429		430		431		432		433		434		435		436		437		438		439		440		441		442		443		444		445		446		447		448		449		450		451		452		453		454		455		456		457		458		459		460		461		462		463		464		465		466		467		468		469		470		471		472		473		474		475		476		477		478		479		480		481		482		483		484		485		486		487		488		489		490		491		492		493		494		495		496		497		498		499		500		501		502		503		504		505		506		507		508		509		510		511		512		513		514		515		516		517		518		519		520		521		522		523		524		525		526		527		528		529		530		531		532		533		534		535		536		537		538		539		540		541		542		543		544		545		546		547		548		549		550		551		552		553		554		555		556		557		558		559		560		561		562		563		564		565		566		567		568		569		570		571		572		573		574		575		576		577		578		579		580		581		582		583		584		585		586		587		588		589		590		591		592		593		594		595		596		597		598		599		600		601		602		603		604		605		606		607		608		609		610		611		612		613		614		615		616		617		618		619		620		621		622		623		624		625		626		627		628		629		630		631		632		633		634		635		636		637		638		639		640		641		642		643		644		645		646		647		648		649		650		651		652		653		654		655		656		657		658		659		660		661		662		663		664		665		666		667		668		669		670		671		672		673		674		675		676		677		678		679		680		681		682		683		684		685		686		687		688		689		690		691		692		693		694		695		696		697		698		699		700		701		702		703		704		705		706		707		708		709		710		711		712		713		714		715		716		717		718		719		720		721		722		723		724		725		726		727		728		729		730		731		732		733		734		735		736		737		738		739		740		741		742		743		744		745		746		747		748		749		750		751		752		753		754		755		756		757		758		759		760		761		762		763		764		765		766		767		768		769		770		771		772		773		774		775		776		777		778		779		780		781		782		783		784		785		786		787		788		789		790		791		792		793		794		795		796		797		798		799		800		801		802		803		804		805		806		807		808		809		810		811		812		813		814		815		816		817		818		819		820		821		822		823		824		825		826		827		828		829		830		831		832		833		834		835		836		837		838		839		840		841		842		843		844		845		846		847		848		849		850		851		852		853		854		855		856		857		858		859		860		861		862		863		864		865		866		867		868		869		870		871		872		873		874		875		876		877		878		879		880		881		882		883		884		885		886		887		888		889		890		891		892		893		894		895		896		897		898		899		900		901		902		903		904		905		906		907		908		909		910		911		912		913		914		915		916		917		918		919		920		921		922		923		924		925		926		927		928		929		930		931		932		933		934		935		936		937		938		939		940		941		942		943		944		945		946		947		948		949		950		951		952		953		954		955		956		957		958		959		960		961		962		963		964		965		966		967		968		969		970		971		972		973		974		975		976		977		978		979		980		981		982		983		984		985		986		987		988		989		990		991		992		993		994		995		996		997		998		999		1000		1001		1002		1003		1004		1005		1006		1007		1008		1009		1010		1011		1012		1013		1014		1015		1016		1017		1018		1019		1020		1021		1022		1023		1024		1025		1026		1027		1028		1029		1030		1031		1032		1033		1034		1035		1036		1037		1038		1039		1040		1041		1042		1043		1044		1045		1046		1047		1048		1049		1050		1051		1052		1053		1054		1055		1056		1057		1058		1059		1060		1061		1062		1063		1064		1065		1066		1067		1068		1069		1070		1071		1072		1073		1074		1075		1076		1077		1078		1079		1080		1081		1082		1083		1084		1085		1086		1087		1088		1089		1090		1091		1092		1093		1094		1095		1096		1097		1098		1099		1100		1101		1102		1103		1104		1105		1106		1107		1108		1109		1110		1111		1112		1113		1114		1115		1116		1117		1118		1119		1120		1121		1122		1123	
--	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--

H.4.7 配線図 別図あり.



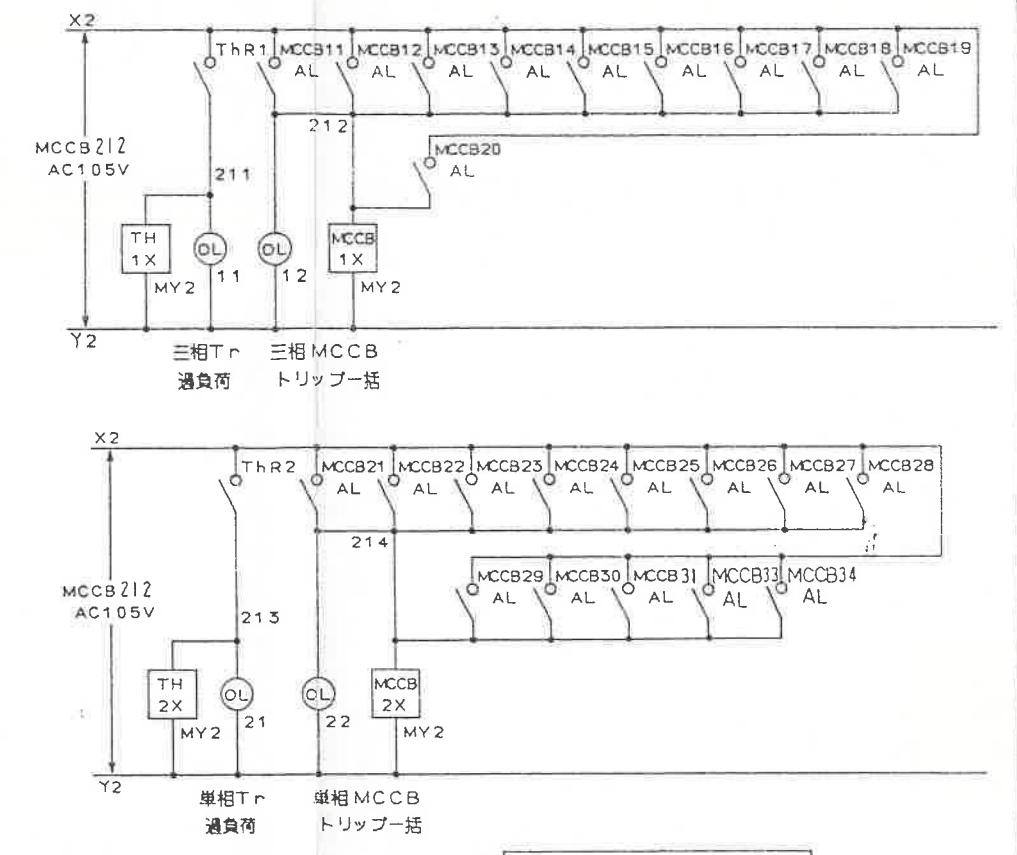
幹線 サイズ	CVT 60	38	14	8-3C	5.5-3C	14	14		8		
幹線 NO	P1	P2	P3	P4	P5	P6	P7		P8		
引出 方向	(下)	(上)	(下)	(上)	(上)	(上)	(上)		(上)	(上)	(下)
負荷 容量	KW 29.82	15.09	4.305	2.795	1.49	2.38	7.0				
しゃ断器	MCCB 3P 225/175 NF225CS (AL付)	MCCB 3P 100/100 NF100CS (")	MCCB 3P 50/40 NF 50SH (")	MCCB 3P 50/30 NF 50SH (")	MCCB 3P 50/30 NF 50SH (")	MCCB 3P 50/50 NF 50SH (")	MCCB 3P 100/60 NF100CS (")	MCCB 3P 225/225 NF225CS (")	MCCB 3P 225/200 NF225CS (")	MCCB 3P 50/40 NF50-SH (")	MCCB 3P 100/SP NF100CS (")
RC	30KA	25KA	25KA	25KA	25KA	25KA	25KA	30KA	30KA		
負荷名称	P-1 (共用)	P-3: P-R (共用) (共用)	P-1 (機)	P-3 (機)	P-3 (機)	P-R (法)	EV機器	予備	コンデンサ	P-3 (法)	スペース
NO	101	102	103	104	105	106	107	108	109	111	112

低圧動力盤



幹線 サイズ	CVT 38	14	38	38	38	38	22	14	22		
幹線 NO	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9		
引出 方向	(下)	(上)	(下)	(下)	(下)	(下)	(上)	(上)	(上)	(下)	
負荷 容量	KVA 22.8	9.09	26.07	17.74	24.18	24.43	16.15	3.36	17.09		
しゃ断器	MCCB 3P 225/150 NF225CS (AL付)	MCCB 3P 50/50 NF 50SH (")	MCCB 3P 225/150 NF225CS (")	MCCB 3P 100/100 NF100CS (")	MCCB 3P 225/150 NF225CS (")	MCCB 3P 225/150 NF225CS (")	MCCB 3P 100/100 NF100CS (")	MCCB 3P 50/50 NF 50SH (")	MCCB 3P 100/100 NF100CS (")	MCCB 3P 225/225 NF225CS (")	MCCB 2P 50/15 NF 50SH (")
RC	30KA	25KA	30KA	25KA	30KA	30KA	25KA	25KA	25KA	30KA	25KA
負荷名称	L-1, L-2 (共用) (共用)	L-3 (共用)	L-1 (機)	L-1-1 (機) L-1-2 (機)	L-2 (法)	L-2-1 (法) L-2-2 (法)	L-3 (機)	L-3-1 (機)	L-3 (機)	予備	HGR
NO	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211

低圧照明盤



C5
300μF
(放電抵抗内蔵)

注) 1. Wh は未検定とする。

DATE	2023.08.01	FIG. NO.	01	REV.	01
TITLE		結線図		DWG. NO.	
SHEET		10		PAGE	
DRAWN		TAKAMURA		DESIGNED	
CHECKED		TAKAMURA		APPROVED	
DATE		2023.08.01		DATE	
BY		TAKAMURA		BY	
FOR		TAKAMURA		FOR	

工事請負契約書

令和8年度

兵庫労働局

工事請負契約書

- 1 工 事 名 相生地方合同庁舎動力変圧器更新工事
- 2 工 事 場 所 相生地方合同庁舎
相生市旭1-3-18
- 3 工 期 令和8年 月 日から
令和9年3月29日まで
- 4 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥
- 5 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

所在地 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階

氏 名 支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 東尾 具紀

受注者

所在地

氏 名

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下

「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 削除

二 削除

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が
確実と認める金融機関等の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供して

はならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確

認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した
下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その官職又は氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 専任主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技

術者をいう。以下同じ。)又は建設業法第26条第2項に規定する工事に該当する場合は、専任監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。ただし、監理技術者補佐(建設業法第26条第3項第二号に規定する者をいう。以下同じ。)を専任で置く場合は、専任の者でなくてもよい。)

三 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質

が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 削除

（工事用地の確保等）

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であ

ると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代

金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害

を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価

値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定

を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 削除

4 削除

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第53条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは(10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することがで

きる。

- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者の責に帰すべき理由により第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から起算して返還をする日までの日数に応じ、当該未返還額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として受注者に支払うものとする。

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第38条 削除

（部分引渡し）

- 第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により

準用される第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第40条 削除

（国債に係る契約の前金払の特則）

第41条 削除

（国債に係る契約の部分払の特則）

第42条 削除

（第三者による代理受領）

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
- 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 削除
- 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 削除
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明かであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故

意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第54条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による発注者の責に帰すべき理由により請負代金の支払いが遅れた場合においては、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨)を遅延利息として受注者に支払うものとする。

(契約不適合責任期間等)

- 第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第59条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
 - 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求

等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

- 第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

- 第58条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

- 第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して

発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲 裁）

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

（補 則）

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。